南アルプスと
歌舞伎の里

私たちの村　平成27年11月1日現在　※( )内は前月比

人口 1,067人(+4)／男 523人(+2)／女 544人(+2)／世帯数 508戸(+2)

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354　大鹿村役場
ホームページアドレス　http://www.vill.ooshika.nagano.jp
電子メールアドレス　info@vill.ooshika.lg.jp

2015
11
No.236

広報 おおしか

平成26年度 決算について

平成26年度の一般会計及び特別会計の決算が９月定例会で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入が20億5,790万円、歳出が19億5,849万円で、昨年に比べ歳入で9,087万円（4.2％）、歳出で１億584万円（5.1％）それぞれ減少しました。歳入が減少した大きな要因としては、地方交付税の交付額が減ったことがあげられ、１億5,654万円減少しています。歳出では、衛生費が7,942万円減額となりましたが、診療所特別会計及び水道特別会計への繰出金が4,546万円減少し、25年度事業の塩河公衆トイレ建設事業1,796万円、電気自動車充電施設建設事業1,122万円が皆減となったことが減少した大きな要因となっています。

歳入歳出差引額は9,941万円で、そのうち平成27年度へ繰り越す財源を除いた実質収支額は3,162万円となりました。

歳入

歳入総額の内、村の自主財源は、村税を中心に３億6,602万円余りで全体の17.8％しかなく、残りの82.2％は地方交付税を中心にした依存財源に頼っています。これらは今後の国の施策に左右され、今後も厳しい歳入状況が続くと思われます。

●歳入額増減の主な要因

（単位：万円）

項目	増減額	要因
村税	△853	大鹿発電所等の固定資産交付金の減（減価償却）
地方交付税	△15,654	算定経費のうち地域経済・雇用対策費の減
繰入金	1,448	公共施設等整備基金より繰入
繰越金	4,039	前年度からの繰越金の増
村債	2,590	過疎対策事業債借入額の増

●村税の内訳

（単位：万円）

税目	収入額
村民税	2,817
固定資産税	14,871
軽自動車税	385
村たばこ税	254
入湯税	46

歳出

歳出では、総務費において火葬場建設事業で北部総合事務組合への負担金が3,933万円と前年度と比較して2,076万円の増、また美しい村交付金と屋根の塗替え補助等の総額で1,555万円となっています。商工費については観光施設整備工事費が2,505万円と前年度と比較して1,204万円の増額となっています。教育費については交流センター改修工事費2,356万円が増額の主な要因となっています。

村債（借金）の返済額にあたる公債費は、大きな借り入れの返済が終わったため、近年は減少傾向にあります。

今後も、財政の健全化を確保しながら、行政課題に対応できる効率的な財政運営を進めていきます。

●平成26年度に実施した主な事業

（単位：万円）

一般会計	事業名	決算額
総務費	廃止代替バス運行補助金	1,870
	美しい村づくり交付金	1,558
	北部総合事務組合負担金	3,705
民生費	指定管理委託	1,906
	村外通勤費補助	323
	空家対策補助金	190
	子ども手当	1,197
	出産祝金	61
衛生費	予防事業（予防接種、検診、指導等）	401
	合併浄化槽設置・管理費補助	371
	し尿処理経費	1,051
	ごみ収集運搬処理経費	1,125
	看護師等修学資金貸付金	136
農林水産業費	有害鳥獣対策関係経費	2,628
	中山間直接支払事業	385
	大豆価格安定事業	13
	林道整備事業（中峰黒川線・鳥倉線他）	8,289
	森林造成事業（間伐、枝打ち、作業道整備等）	4,100
	私有林造林事業補助	9
商工費	商工振興事業補助	535
	観光地トイレ整備工事	1,492
	観光施設整備・修繕	2,505
土木費	村道維持費（沢井線、南山線他）	1,255
	村道改良事業（沢井線、中洞線、沢戸線他）	10,438
	河川維持経費（引の田水路他）	577
	カラマツの家建設事業	3,247
消防費	広域消防負担金	3,623
	非常備消防経費（消防団等）	1,064
	消防施設等経費	1,540
教育費	文化財保存関係経費	324
	中央構造線博物館等文化施設管理運営経費	1,198
	スクールバス運行	603
	公民館活動、建物維持修繕等経費	4,314
公債費	村債の元利償還金（借入金の返済）	25,196
基金費	基金への積立金（預金）	14,537

●特別会計

（単位：万円）

会計	歳入	歳出	差引額
国民健康保険特別会計	18,029	17,870	159
村立診療所特別会計	10,727	10,709	18
村営水道特別会計	7,916	7,896	20
介護保険特別会計	17,879	17,568	311
後期高齢者医療特別会計	2,154	2,148	6

平成26年度 決算

（単位：万円）

歳入	決算額		前年度対比	
	26年度	25年度	比較	前年度比
村税	18,373	19,226	△853	△4.4%
地方譲与税	2,391	2,509	△118	△4.7%
利子割交付金	13	13		0.0%
配当割交付金	37	20	17	85.0%
株式等譲渡所得割交付金	28	33	△5	△15.2%
地方消費税交付金	1,362	1,114	248	22.3%
自動車取得税交付金	254	704	△450	△63.9%
地方特例交付金	10	8	2	25.0%
地方交付税	124,207	139,861	△15,654	△11.2%
分担金及び負担金	127	147	△20	△13.6%
使用料及び手数料	3,578	3,560	18	0.5%
国庫支出金	11,629	11,417	212	1.9%
県支出金	12,247	13,088	△841	△6.4%
財産収入	1,024	770	254	33.0%
寄附金	204	55	149	270.9%
繰入金	1,448	0	1,448	100.0%
繰越金	8,444	4,405	4,039	91.7%
諸収入	3,404	3,527	△123	△3.5%
村債	17,010	14,420	2,590	18.0%
計	205,790	214,877	△9,087	△4.2%

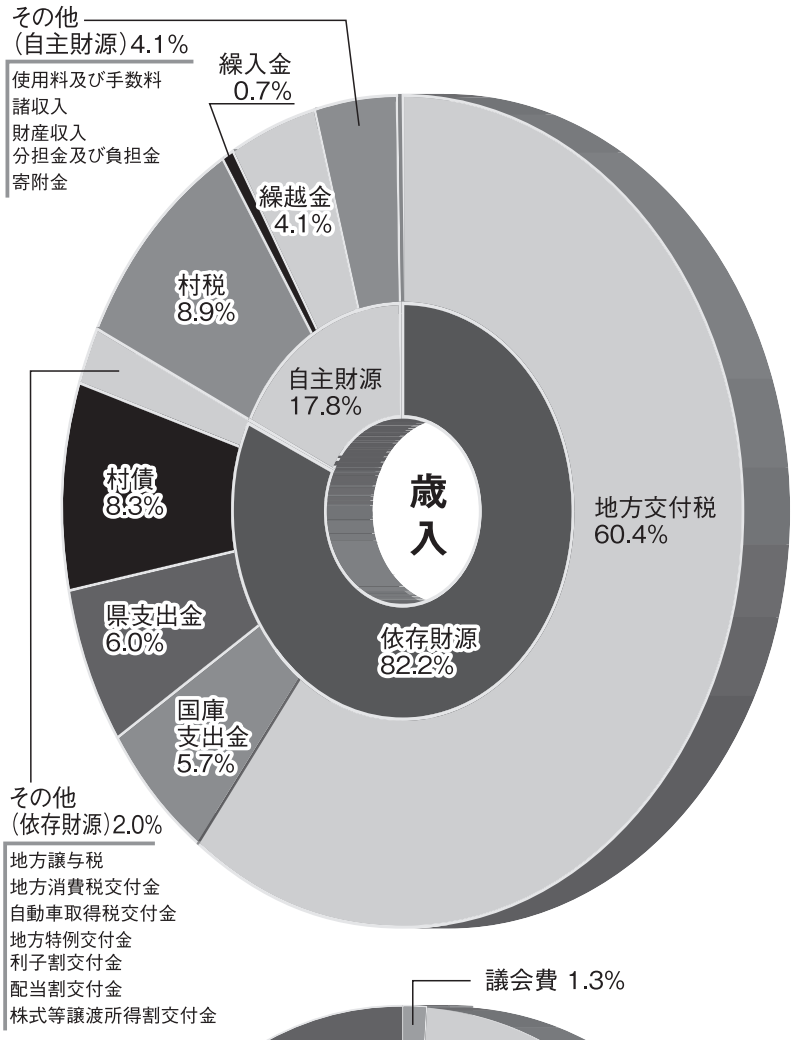

歳出	決算額		前年度対比	
	26年度	25年度	比較	前年度比
議会費	2,586	2,540	46	1.8%
総務費	36,294	35,950	344	1.0%
民生費	29,280	27,600	1,680	6.1%
衛生費	15,539	23,481	△7,942	△33.8%
農林水産業費	22,977	26,644	△3,667	△13.8%
商工費	7,230	5,849	1,381	23.6%
土木費	20,934	26,339	△5,405	△20.5%
消防費	6,276	5,923	353	6.0%
教育費	15,000	11,103	3,897	35.1%
災害復旧費	0	0		0.0%
公債費	25,196	26,150	△954	△3.6%
諸支出金	14,537	14,854	△317	△2.1%
計	195,849	206,433	△10,584	△5.1%

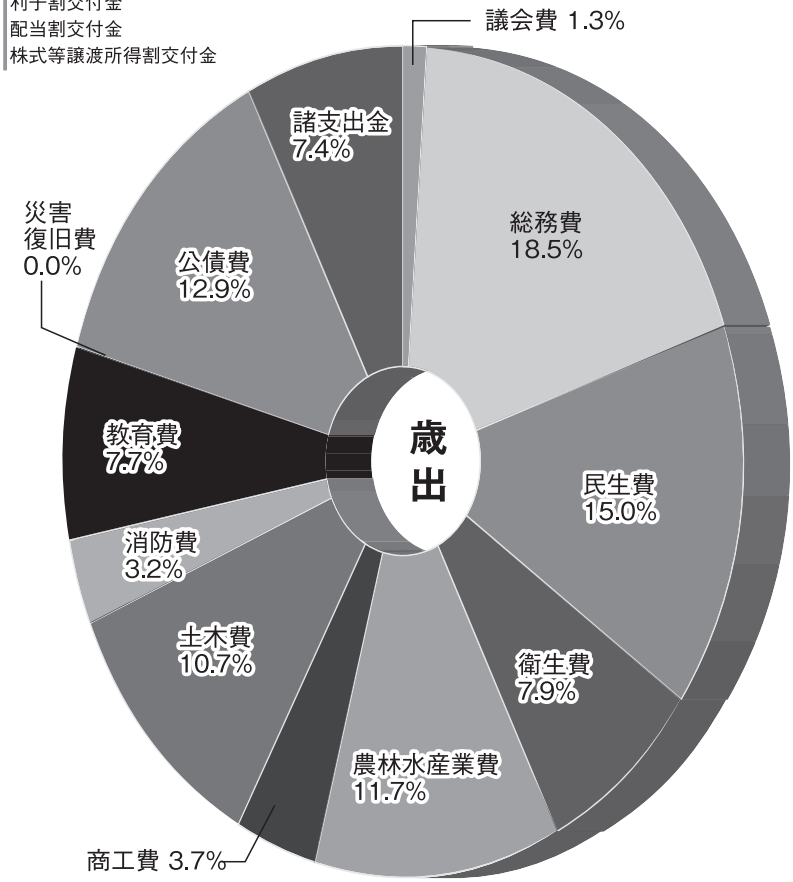

下伊那北部5町村

平成26年度決算の財政状況等を公開します

項目		大鹿村	松川町	高森町	喬木村	豊丘村
人口(H27.3.31住民基本台帳)		1,077人	13,740人	13,464人	6,609人	6,892人
世帯数(〃)		509世帯	4,558世帯	4,318世帯	2,152世帯	2,100世帯
面積		248.35㎢	72.90㎢	45.26㎢	66.61㎢	76.79㎢
65歳以上の人口割合(H27.3.31住民基本台帳)		49.7%	30.3%	29.0%	32.1%	30.1%
H26年度普通会計歳出決算額	1人当り	182万円	47万円	43万円	56万円	59万円
	決算総額	19億5,849万円	64億851万円	58億5,548万円	37億1,858万円	40億9,890万円
普通会計収入額に占める、地方交付税の割合		60.4%	34.6%	35.8%	43.1%	35.5%
標準財政規模		13億8,769万円	40億6,081万円	39億4,896万円	24億1,796万円	25億3,531万円
財政力指数		0.131	0.370	0.388	0.23	0.275
経常収支比率		75.7%	81.0%	87.6%	79.9%	71.8%
普通会計の基金(積立金)残高	1人当り	263万円	19万円	7万円	46万円	34万円
	積立金総額	28億3,631万円	26億5,855万円	9億6,049万円	30億1,025万円	23億6,582万円
普通会計の借金(地方債)残高	1人当り	115万円	31万円	46万円	42万円	53万円
	借金総額	12億3,431万円	43億2,231万円	62億3,571万円	27億9,109万円	36億4,211万円
職員数(H27.4.1現在)※特別会計・企業会計を含む全会計の職員数。嘱託等臨時職員を含み、特別職は除く。	総人数	54人	184人	215人	128人	119人
	うち正規職員	39人	112人	95人	66人	67人
	人口千人当り	50.1人	13.4人	16.0人	19.4人	17.1人

※各指標の「住民一人あたり」数値は、H27.3.31住民基本台帳人口を用いた。

■各種財政指標の説明

標準財政規模　**数値が高いほど標準的な一般財源の規模が大きい**

普通会計のうち、標準的な一般財源の規模を示すもので、毎年経常的に収入が見込まれる標準的収入額（計算の方法は概ね、「町村税」＋「地方譲与税等」＋「普通交付税」）

★県内町村平均；29億9,560万円／県内市町村平均；78億6,944万円（平成25年度決算数値）

財政力指数　**数値が高いほど財政力が強い**

自治体の財政基盤の強弱を示す数値で、標準的な行政運営に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表すものです。この数値が「1」に近いほど、町村の行政運営を町村税で賄えているということで、反対にこの数値が低いほど地方交付税に依存していることとなります。

★県内町村平均；0.33／県内市町村平均；0.38（平成25年度決算数値）

経常収支比率　**数値が高いほど財政構造が硬直化している**

経常一般財源（毎年連続して経常的に入ってくる財源の中で、町村税や交付税などその使途が特定されず自由に使える財源）総額のうち、経常経費（人件費、扶助費、公債費など義務的性格の経常経費）に充当された部分の割合を示します。自治体の財政運営の弾力性を測る指標です。

★県内町村平均；77.8%／県内市町村平均；83.7%（平成25年度決算数値）

財政健全化判断比率の状況について

国は、現行の地方財政再建促進特別措置法では、一般会計の赤字を対象にした指標があるだけで、公営企業会計や観光事業会計などに膨大な赤字を抱えている県や市町村等の地方公共団体の財政悪化を早期発見できない構造的欠陥があることから、制度自体を抜本的に見直すこととなり、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を公布しました。

この法律は、財政の悪化状況を見極める四つの健全化判断指標（健全化判断比率）を導入して自治体の財政状況を全体的に把握し、これまで対象にしてこなかった国民健康保険をはじめとする事業会計や上下水道事業等の公営企業会計、更には第三セクターの不良債務などもチェック対象とするなど、自治体財政への監視基準を強化することで、財政危機の早期発見と健全化を促し、財政悪化による住民生活への影響を最小限に止めることを狙っています。

平成26年度決算に基づく財政健全化に係る各指標の内容を、下伊那北部５町村と対比しながらお知らせします。

財政健全化の指標	大鹿村	松川町	高森町	喬木村	豊丘村
実質赤字比率（A）	―	―	―	―	―
連結実質赤字比率（B）	―	―	―	―	―
実質公債費比率（C）	6.0%	7.5%	16.4%	6.6%	3.9%
将来負担比率（D）	― (▲227.1%)	― (▲24.7%)	128.7%	― (▲31.0%)	― (▲19.2%)

（該当しない場合は「－」にて表示）

■健全化判断比率（4指標）の説明

実質赤字比率(A)：【早期健全化基準（イエローカード）15%、財政再生基準（レッドカード）20%】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の決算額が、黒字の場合はマイナス比率となり、赤字比率は「該当なし」となります。

連結実質赤字比率(B)：【早期健全化基準（イエローカード）20%、財政再生基準（レッドカード）40%】

一般会計や国民健康保険等の事業会計、上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、全会計等の決算額が、黒字の場合はマイナス比率となり、赤字比率は「該当なし」となります。

実質公債費比率(C)：【早期健全化基準（イエローカード）25%、財政再生基準（レッドカード）35%】

標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）がどれくらいの比率であるかを表し、この数値が高いほど公債費（借金返済金）の割合が高く、財政を圧迫していることとなります。

大鹿村では、公債費が減少したことなどから前年に比べ3.7ポイント減少しました。

将来負担比率(D)：【早期健全化基準（イエローカード）350%】

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計並びに第三セクターへの負担等を含む）の標準財政規模（補正値）に対する比率で、将来負担額より基金（貯金）等充当可能な財源が多いと、この比率はマイナス表示となります。

「日本で最も美しい村」連合 2015フェスティバル in 木曽

10月１日から10月３日まで、木曽町及び南木曽町で連合のフェスティバルが開催されました。

新規加盟町村の承認セレモニーでは、長野県からは原村と伊那市高遠町の１村１地域の加盟が認められ、長野県内での連合加盟町村は９町村・地域となりました。他に北海道滝川市江部乙（えべおつ）北海道江差町（えさしちょう）青森県田子町（たっこまち）静岡県川根本町（かわねほんちょう）の３町１地域の加盟が認められ、連合加盟町村は60町村・地域となりました。

承認セレモニーの後、新規加盟の原村・伊那市高遠町を含めた長野県内の９町村による「長野県宣言」があり、美しい村づくりの活動継続の決意が示されました。

交流会では、木曽地方の食材を使った料理を中心に提供していただきましたが、長野県の加盟町村も料理の提供を行いました。大鹿村からは観光協会のご協力により鹿肉のカルパッチョなどジビエ料理とブルベリーのスパークリングワインの提供を行い大変好評でした。郷土料理を楽しみながら交流を深めることができました。歓迎してくださった木曽町・南木曽町の皆さん、ありがとうございました。

加盟自治体・地域の所在地

※赤字は平成27年度新規加盟町村及び地域

※数字は「日本で最も美しい村」連合加盟順です。

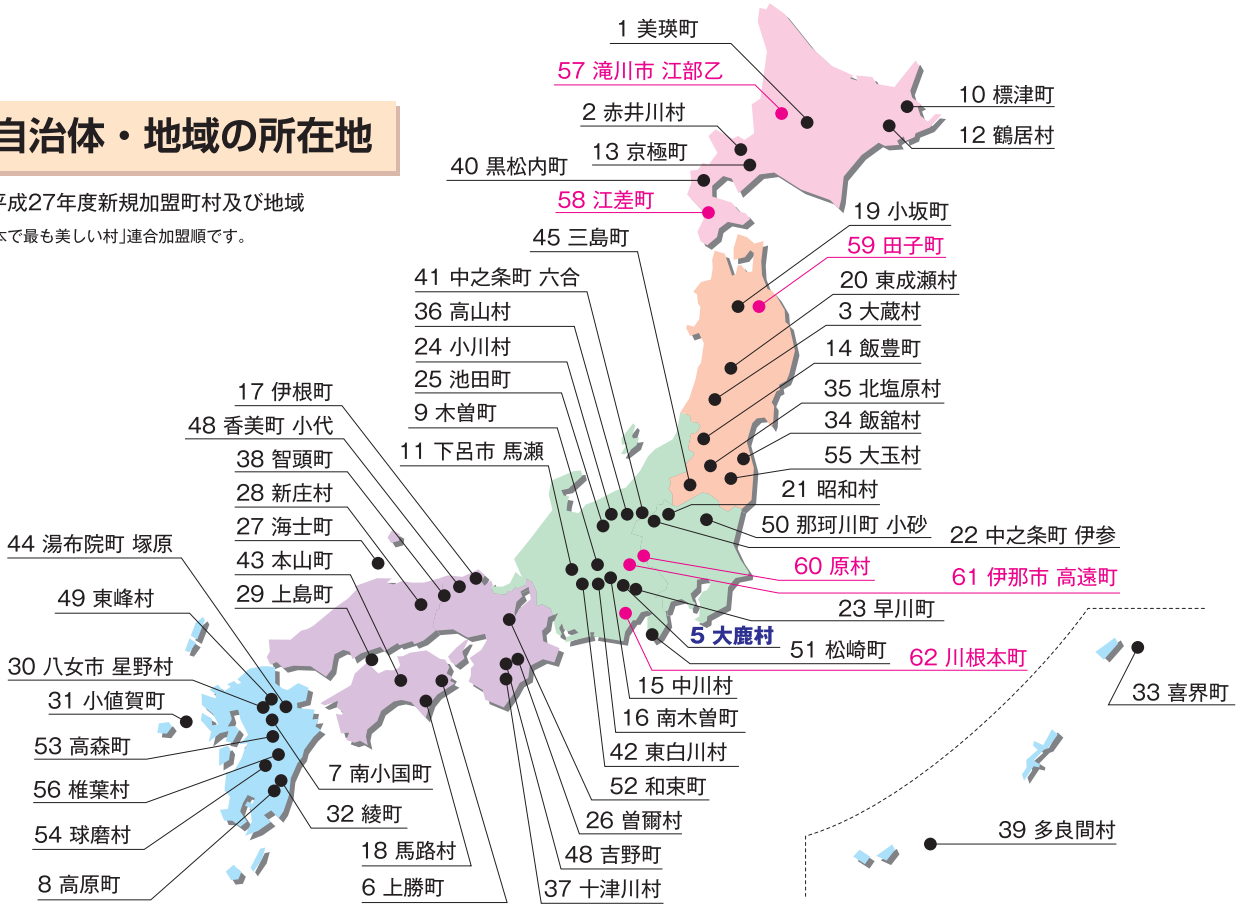

マイナンバー制度

個人番号カードは申請により無料交付されます

個人番号カードの申請方法

◇番号通知カードが届いたら（個人番号通知カードを申請される方）

番号通知カードと共に郵送された「個人番号カード交付申請書」には、通知カードに記載の住所、氏名、生年月日、性別が印字されている他、申請者の署名、電話番号、個人番号カードへの点字表記希望の有無､個人番号カードに搭載する電子証明書の発行希望の有無等の記載欄と顔写真貼付欄がありますので、必要事項を記入し顔写真を貼付の上、紙から切り取り、同封されている返信用封筒に封入し郵送により申請して下さい。

但し、「個人番号カード」の申請は、強制ではありません。

ご本人の意思により、判断をお願いします。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

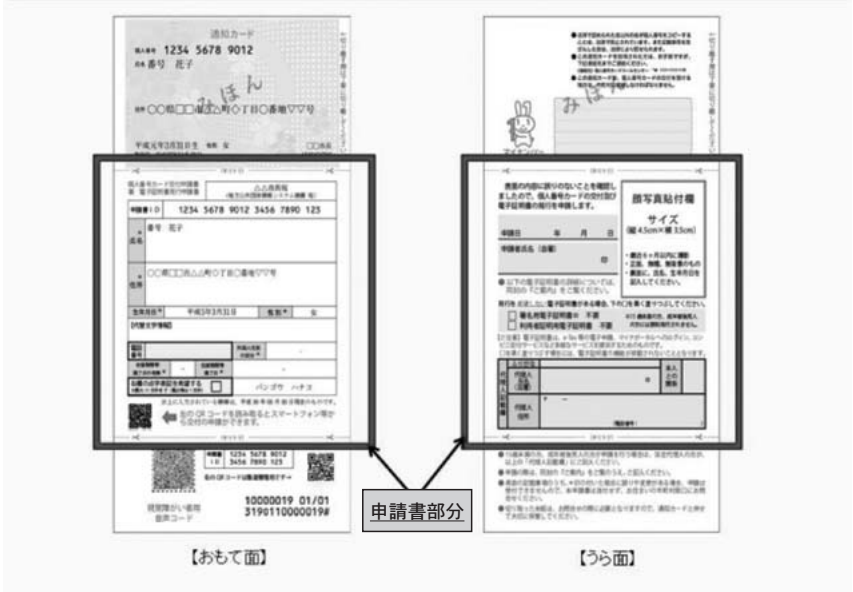

※記載事項に誤り等があれば、役場住民税務課住民係にご連絡ください。

個人番号カードの交付申請

◇平成28年1月から（個人番号カードを申請された方のカードの受取り）

申込み後、個人番号カードができましたら、村の担当者から交付準備ができたことをお知らせする個人番号カード交付通知書が届きますので、届いた交付通知書と通知カード、そして本人確認書類を持参の上、交付通知書に記載されている交付場所へ個人番号カードを受け取りに行ってください。**（15歳未満のお子さんが申請されたカードは、法定代理人と共に必ずご本人が受け取りにお越しください。）**

【ご不明な点等お問い合わせ先】 役場 住民税務課 住民係 ☎39－2001まで

税務だより

平成27年11月号

平成27年度　大鹿村租税教育推進協議会表彰

大鹿村租税教育推進協議会の総会が10月30日に開催され、応募のあった「小学生の税に関するポスター」及び「中学生の税に関する作文」の中から選出された優秀作品の表彰が行われました。

なお、受賞された児童・生徒の皆さん等につきましては次のとおりです。

― 平成27年度　大鹿村租税教育推進協議会総会　表彰一覧表 ―

＜中学生　作文の部＞

（敬称略）

表彰名	学年	氏　名	題　　名
優秀賞	２年	塩澤　夏菜	「消費税について」
優良賞	２年	田中　朋波	「税金ついて」
優良賞	１年	池上　あみ	「税金のありがたみ」

＜小学生　ポスターの部＞

（敬称略）

表彰名	学年	氏　名	題　　名
優秀賞	５年	熊谷　美来	「税金でつなげていこう笑顔の輪」
優良賞	５年	田中　　樹	「税金で笑顔あふれる村づくり」
優良賞	５年	松浦まど香	「税金はみんなの未来を守るもの」

優 秀 賞

５年
熊谷美来さん

優 良 賞

５年
田中　樹くん

優 良 賞

５年
松浦まど香さん

優秀賞

「消費税について」

大鹿中学校二年　塩澤　夏菜 さん

私は毎朝ニュースを見ています。事件や芸能界のことが多く報じられていますが、そこに消費税のこともありました。八％や十％と言う数字がよく出ていますが、私はさっぱり分かりませんでした。気になったので調べてみることにしました。

数多くある税金の中で、一番よく聞くのは消費税です。日常生活では、店で品物を買う時に耳にします。百円の物を買おうとすると、百八円払わなければいけません。値札には百円と書いてあるのに、レジに行ったら百八円だったということが何度もあり、なぜ八円も払うんだろうと疑問に思いました。

まずは使い道です。消費税は全て社会保障の財産源とされ、社会保障制度を安定させ、さらに充実するために使用されています。少子高齢化が進んでも、世代を問わず一人一人が安心して暮らせる社会を実現するために、今の消費税八％から十％の引き上げを、平成二十九年四月に実施されます。私は今まで、十％になると、もっとお金を払わなきゃなのでいやだなと思っていました。ですが、このことを知り国が豊かになるんだったら喜んで払えるようになりたいと思うようになりました。消費税に一番関わるのは大人なので、私の両親にもこのことを話したいです。

次に、数ある税金の中で消費税が引き上げられるかについてです。税金は、所得税・法人税などある中で消費税なのかというと、理由は三つあります。

一つ目は、景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定しているからです。

二つ目は、働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的だからです。

三つ目は、高い財源調達力があるからです。

この三つのことがそろっているから、社会保障の財産を調達する手段としてふさわしい税金なのです。なので、税収のトップは、消費税です。なんと、歳入総額九六兆三千四百二十億円のうちの十七・八％、十七兆千百二十億円にもなっています。

私が調べて分かったことは、消費税はとても大切だということです。私たちの生活に深く関わっていて、国民全員で国を豊かに、より安全にしていこうという動きはいいなぁと思いました。もうすぐ十％に引き上げられます。私も大人になり、税金を払う時がきます。その時は、今分かったことを思い出して、快く支払いたいです。

優良賞

「税金について」

大鹿中学校二年　田中　朋波 さん

私は、税金というものがよく分かりませんでした。でも、私の周りでは税についてのことが沢山ありました。国や都道府県、市町村は、私達が豊かで安心した暮らしができるように色々な公共サービスを行っています。そのために必要な費用は、国民が納めている税金によって賄われているそうです。

平成二十六年に消費税が五パーセントから八パーセントになりました。私は、なぜそうなったかがあまり分からず平成二十九年には消費税が十パーセントになると聞いて少し嫌だなと思いました。でも、それは社会保障のために消費税を払っているということが分かりました。社会保障とは何だろうと思ったので調べてみました。社会保障とは、国民の全てが健康で文化的な生活を送れるように、国家が国民の生活を保護し保障する制度だそうです。そう考えると税金は私たちの生活にとても役立っているんだと思いました。

そして、税金について調べていく中で少子高齢社会の問題のことを知りました。一つは社会保障の費用が増えていることともう一つはその費用を負担する働き手が減っていることです。高齢者が急増していくとともに、年金や医療、介護などの社会保障が増加することが予想されています。しかし、その費用を負担する働き手が減っていくと、一人一人の負担が重くなります。そういうことをなくしていくためには、税金が必要です。私が思っていたよりも税金について大変なことが多いことがよく分かりました。

税金がなくなってしまうと、国などでは私達が健康で安全な生活を送るために、個人ではできない様々な仕事を行っています。これらの仕事をするためには、税金が必要です。だから、税金がなくなってしまうと、道路などが使いにくくなり自分達が困ります。

私は、今まで税金というものについてあまり考えていませんでした。でも、今回調べてみて税金は、私達のとても身近にあり沢山の色々なことに関係しているということ、税金がなかったら私達の生活は今のように便利ではないということがよく分かりました。税金は、私達にとってとても大切でこれからは税というものについてもっとしっかりと知って理解を深めていきたいです。

優良賞

「税金のありがたみ」

大鹿中学校一年　池上　あみ さん

私は、税金が私達の生活や様々な事で支えてくれているという事が分かっていても、あまり関心がなかったし、興味を持っていませんでした。そもそも、税金などなくてもいいと思っていました。そこで、資料を使い調べてみました。

税金には、消費税・酒税・所得税など、多くの種類がある事が分かりました。その中でも、消費税が一番多く納められていました。その税金は、私達学生の勉強のため、道や建物など、私達の生活に関わるものに税金が使われている事が分かりました。税金があるからこそ、安定した暮らしができている事が分かりました。反対に考えてみて、税金が無い場合を考えてみました。すると、税金のありがたみが分かりました。

まず、学生の場合は、今まで税金が負担してくれいていたのを家庭で負担する事になります。学費全部を各家庭で負担しなければなりません。そうすると、生活が苦しくなってしまう家庭がでてくるかもしれません。税金はなくてはならい存在なのです。道や建物なども、税金がなかったら、誰かが負担するかそのまま放置されるかです。そう考えると税金がどんなに大切な存在なのかが分かりました。

私は、今まで税金を納めてくれている人達がいるから、何不自由なく過ごせているという事に対して、感謝できていませんでした。税金がなければ、あたり前と思っていた事があたり前じゃなくなります。みんなで税金を払った方が負担が少なくなります。なので、みんなで協力し合う事が大切になってくると思います。そして、税金がより良い使い方をされるといいです。道路や橋、美術館や図書館は税金を使われています。ゴミの収集や処理、火事や事故にあったとき、来てくれる消防車や救急車、警察官は税金があるから来てくれます。税金はみんなに役立っています。

固定資産税（家屋）調査のお願い

大鹿村は、固定資産税の課税をするうえで適正に評価するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

1．家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」（店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。）

2．家屋課税台帳に登録されている内容（所在地番・用途・構造・床面積など）と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合もありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に伺う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い

建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係（☎39－2001）までご連絡下さい。

この作文を書いて、税金が私達の生活や様々な事を支えてくれている事が改めて分かりました。そして、税金がなかった時を考える事で、税金のありがたみ、税金の存在が大切な事など、どれだけ重要なものかを知ることができました。正直言って、消費税などなかったら、もっと安くお買物ができるのになぁ～と思っていました。でも、その少しのお金が大きな事に使われているという事。私も国に協力できているという事が誇らしく思えます。そして、これからも私ができる事ならば、協力していきたいと思います。私達学生などが納税できるのは、少しだけど、大人になって納税する時に税金に対する気持ちが変わらないといいです。そして、これからも税金が良く使われていくといいです。この作文を書く事で、税金について考えてみようと思う良いきっかけになりました。

村税・料金 納付のお知らせ

毎月の料金

○ケーブルテレビ　○保育料　○介護保険料　○後期高齢者医療保険料　○住宅料　○水道料　○その他利用料等

課税月／税目（期）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
住民税　普通徴収			1			2	3			4			年4回
固定資産税		1		2				3			4		年4回
軽自動車税	1												年1回
国民健康保険税	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	毎月

11月の口座振替 11月25日（水）　**納付書納期限 11月30日（月）**

12月の口座振替 12月25日（金）　**納付書納期限（28年）1月4日（月）**

★引き落とし日の前営業日までに口座をご確認ください。

★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にてお願いします。

こんにちは保健師です

寒い日の入浴に気を付けましょう！

担当：倉増比菜子

脱衣所で服を脱ぐ …体が急に冷やされる（血管が収縮し、血圧が上がる）

↓

湯舟に入る …体が急に温まる（心臓から送り出される血液量が増え、さらに血圧が上昇）

↓

お湯につかって数分後 …体が温められる（血管が拡張し、血圧が下がっていく）

↓

脱衣所へ向かう …体が外気に触れ冷やされる（血管が収縮し、再び血圧が上がる）

血管は、体を冷やすと収縮し、体を温めると拡張します。
入浴時の転倒や突然の意識低下は、急な血圧の変化によることが多くあります。
急激な温度差を避けるために、
脱衣所と浴室の温度差 と **浴室と湯舟の温度差**
に気を付けましょう！

☆脱衣所を温めておくこと！
☆お風呂の温度は40℃ 以下にすること！

こんにちは栄養士です

担当：塩澤大樹

とれていますか？食物繊維

忘年会や新年会、また、クリスマスやお正月等のイベントが近づき、美味しいものを食べる機会も増えてきたのではないでしょうか。

そのような時期にこそ、とっていただきたい成分が「食物繊維」ですが……

皆さんは食物繊維が、どのような食品に多いか、またどのような働きをするのかを知っていますか？

今回は、「食物繊維が多く含まれる食品」と「食物繊維が食事の時に行う働き」をご紹介します。

(1) 食物繊維が多く含まれる食品

野菜

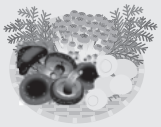
きのこ

海藻

穀物

(2) 食物繊維の働き

① 噛む回数を増やすことで、脳の満腹中枢が刺激され、食べ過ぎを予防できる。
② 唾液や胃酸を吸収し、カサ(容量)を増やすため、空腹感を満たす。
③ 血糖やコレステロールなどの物質を抱き込み、消化や吸収をゆっくりにしたり、抑制する。

などがあります。

➡食べ過ぎによる体重増加や生活習慣病(糖尿病、脂質異常症等)の予防や改善が期待できます!!

食物繊維をしっかりとって、食べ過ぎてしまいがちな時期を乗り切りましょう。

福祉だより

ご存じですか？　特別児童扶養手当

担当：磯部孝行

特別児童扶養手当

【目　　的】 特別児童扶養手当は、精神又身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

【支給条件】 精神や身体に該当する表に当てはまる程度の障がいがある児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、又は父母に代わって児童を養育している人に対して支給されます。

（次のような場合は支給されません）

（児童に対しての条件）

①別に掲げる障がい等級表（省略）に掲げる障がいに該当しない児童

②日本国内に住所がないとき

③障がいを支給事由とする年金を受け取ることができるとき

④児童福祉施設に入所しているとき

（父母、養育者に対しての条件）

⑤日本国内に住所がないとき

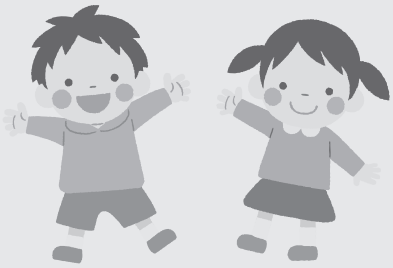

＊特別児童扶養手当は、県からの支給になりますが、手続きは大鹿村役場保健福祉課福祉係で受け付けます。支給条件、支給額等、詳細など不明な点はお問い合わせください。

＊支給条件として障がいの特定をするために医師による所定の診断書が必要になります。

【お問い合わせ先】　役場　保健福祉課　福祉係　☎39－2001まで

水道の凍結に注意！

冬になって気温が０℃以下になると、給水管や水道メーター、蛇口が凍って水が出なくなったり、破裂したりと、水道の凍結事故が多くなります。寒さは水道の大敵です。早めの冬支度をお願いします。

凍結を防ぐには・・・

○凍結防止帯をお持ちのご家庭は凍結防止帯の電源を入れる（電源が確実に入ったか、作動しているかを確認して下さい）。

○屋外や凍結防止帯のない水道管や蛇口には、専用の保温材や布切れ等を巻き、ぬれないようにビニールですき間なく巻く。

○メーターボックス内に、ビニール袋に入れた発泡スチロールや布切れ、保温材などを水道メーターを保護するように詰める。**（布切れをそのまま入れてしまうと、濡れたときに凍結してしまい、かえってメーターを凍結させてしまうので、必ずビニール袋へ入れる。ただし、詰め過ぎないようにして下さい。）**

○不棟栓、水抜き栓をご使用のご家庭では、お休みの前や留守にするときに忘れずに水抜きをする。（不凍栓は、いっぱいまで閉める。中途半端に閉めてしまうと、水が出っぱなしになってしまい漏水の原因になります。）

凍結して水が出ないとき・・・

蛇口を開け、凍った部分にタオルか布をかぶせ、蛇口の方からぬるま湯をまんべんなく、ゆっくりとかけてください。熱湯を急にかけたりすると、ヒビ割れや破裂をおこすことがあります。

※水道メーターから宅内については、それぞれのご家庭の所有物となっています。宅内での凍結事故等の修理費用は自己負担となりますので、凍結には十分注意し管理をお願いします。また、いつもより水が細いなど少しでも異常を感じたら、掛流しを実行して下さい。（その際、産業建設課建設水道係までご連絡願います。）

国民年金からのお知らせ

被用者年金一元化法が施行されました

平成24年８月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月１日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されました。

○平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払は、従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分については各共済組合等で行います。

○厚生年金に関する届書等（注）は、日本年金機構（年金事務所）または各共済組合等のどの窓口でも受付します（ワンストップサービス）。

（注）①平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。
②障害給付の届書等の一部の届書を除きます。

主な変更事項は、次のとおりです。

年金相談に関する事項

共済組合等（注）が管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者及び受給者の方については、日本年金機構（年金事務所）の窓口においても年金相談が可能になります。

（注）共済組合等とは、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

①日本年金機構（年金事務所）で相談が可能となるのは厚生年金に限ります。（共済年金に関する相談は行えません。）

②共済組合等が支払する厚生年金について、年金事務所で行える相談内容は次のとおりです。

○受給者記録に関する照会
共済組合等が支払する年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額等に関する照会。
※年金額の根拠や改定に至った経緯等を確認される場合は、決定・処分を行った各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

○被保険者記録に関する照会
共済組合等の加入期間を有する方からの被保険者記録（加入期間や標準報酬月額等）に関する照会。
※共済組合等で管理する加入期間や標準報酬月額等の根拠を確認する場合や加入期間の調査を依頼する場合は、各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

○年金の受給資格の有無に関する照会
厚生年金保険法に基づき年金の権利が発生する方からの年金の受給資格に関する照会。

届書等の受付に関する事項

○厚生年金に関する届書等（注）については、日本年金機構（年金事務所）または共済組合等のどの窓口においても受付を行います（ワンストップサービス）。
（注）①平成27年10月以降に受給権の発生した厚生年金に限ります。
②障害給付の届書等の一部の届書を除きます。

○「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」等、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類については、原則として添付が不要となります。

年金の決定・支払に関する事項

○老齢厚生年金及び遺族厚生年金（長期要件）については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支払を行います。
※実施機関とは、厚生労働大臣（日本年金機構）、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

○障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金（短期要件）については、それぞれ初診日又は死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払を行います。

その他の事項

被用者年金一元化にあわせて次の事項も変更されます。

○年金額について、これまでの百円単位（50円未満切捨て50円以上切上げ）から一円単位（50銭未満切捨て50銭以上切上げ）に変更します。

○年金の各支払期の端数処理について、各支払月に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた金額の合計額を翌年２月に支払われる年金額に加算します。

○老齢厚生年金を受けている方が国会議員又は地方議会議員である場合、議員報酬の月額および期末手当の額と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年１月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

大鹿村の 地域おこし協力隊・集落支援員新聞

集落支援員の河本です。今号では９月末に行われたプチ移住ツアーについて紹介しようと思っていましたが、度々紹介させていただいているので今回は違った視点で記事を書かせていただきます。さて、**「大鹿村は移住者が多い」**というのは近隣の市町村でもよく聞かれる話ですが、僕自身も７年ぶりに大鹿村へ戻って来た時は「新しい顔」が多かったことに驚きました。昨年から支援員業務の一環として「集落チェック」という聞き取り調査を行わせていただいているのですが、その中で強く感じたのが自治会によって移住者にばらつきがあり、受け入れが進んでいない自治会ではどうしても後継者がいない。プチ移住ツアーは「大鹿村のいいところ」を紹介するツアーですが、できるだけ多くの地域を回って行きたいと思っていますが、僕自身の不勉強もあり、一部の地域に特化してしまっている部分があります。**ぜひ皆さんの地域の「いいところ」を教えていただけないでしょうか。**ツアーで紹介したいと思いますので、ぜひとも**河本までお伝えください。**よろしくお願いします。

河本支援員

9月11日(金)～13日(日)、長野市の信州大学工学部キャンパスを中心に、**日本地質学会の学術大会**が開催されました。地質を扱う博物館として、勉強のために講演会や研究発表を聴講してきました。参加者は学生や研究者、企業に勤めている方など様々でした。今回初めて学会というものに参加し、専門用語などわからないこともあったのですが、貴重な発表と学会の雰囲気を体験することができました。

また、同時に「地質情報展2015ながの」が長野市生涯学習センターで開催され、中央構造線博物館から南アルプスの岩石を紹介したパネルと実物の岩石を出展しました。他にも戸隠地質化石博物館、野尻湖ナウマンゾウ博物館、信州新町化石博物館から、模型や化石などが展示されていました。

博物館による出展以外にも、長野の地質を始め、地震や火山、地盤災害などについて展示や解説を行っていました。体験学習コーナーもあり、化石のレプリカ作りや石割り体験など、**子どもでも楽しく学べるように工夫**されていました。今回、博物館からは展示のみでしたが、この様なイベントには積極的に参加し、**宣伝すると同時に集客や運営方法なども学んでいきたい**です。

榊原隊員

地域おこし協力隊の活動期間が残り1年半となりました。今回は『地域おこし協力隊制度』についてと『私の考える地域おこし協力隊』についてを書こうと思います。

地域おこし協力隊の制度とは・・・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。活動期間は1年以上3年以下。協力隊を募集している地域へ応募出来るのは、原則3大都市圏の都市地域や一部条件不利地域および政令指定都市に住民票がある者、そして地域おこし協力隊を2年以上経験しかつ辞めて1年以内の者。

上記は総務省のHPで紹介されています。

さて、『私の考える地域おこし協力隊』ですが、その前に**私が何故地域おこし協力隊に興味を持ったのか**を改めて書こうと思います。本来、地域おこし協力隊制度で重要視されているのは隊員の**『定住・定着』**ですが、私は**大鹿村と私が育ったこの南信州を盛り上げたい**という思いを重要視していました。この考え方に至ったのは幼いころから行政職員である父親の後ろをついて回り様々なイベント行事へ、大学・社会人になってからは主に愛知県で様々なイベント行事へ参加していた為だと思います。よって私としては、協力隊という立場で大鹿・南信州を学び、私の考える良い点・問題点の発掘、私が出来ること、**私がやりたいことが決まったところで目標へ向かって行動を起こしていく。**活動拠点もそれらが決まってから考えるつもりです。

最後に、農業振興担当として。普段私は主役として活動するわけでなく、勉強したい気持ちもあるので裏方・フォローする立場でやらせていただいています。（農作物宅配事業を除く。）地域おこしで大切なことは『自分で考えて、始める』ことだと思います。私は大学時代に『大学祭実行委員会』や名古屋市で『にっぽんど真ん中祭り学生委員会』での活動も行い、イベントについて学びました。社会人になってからは販売業で販売から店舗の管理職まで経験しています。上記に関係したことでしたら多少ですが客観的に意見を述べることは出来ると思います。こんな私ですが使えそうでしたら使ってください。私自身も農業、そして販売へ経験を活かしていこうと日々試行錯誤しています。何か面白いことをしている方いらっしゃいましたら、一緒に語りませんか？

木下隊員

おかげさまで
Facebook
（web上のページ）の
いいね！数が
500件を超えました。
ありがとうございます。
今後ともよろしく
御願いいたします。

農業委員会だより

農地利用意向調査にご協力を

農業委員会では、６～７月に村内すべての農地について、農地の利用状況調査を行い、10月の農地パトロールで、遊休農地の確認を行いました。

今回の調査で「遊休農地」と判断した農地の所有者に対し、今後の農地の利用について「意向調査」を行い、その意向に基づいて耕作再開に向かうよう推進します。

調査のお願いが届いた方は、意向をご記入いただき期日までにご返送ください。耕作されておらず、自己保全管理（草刈のみ等）も含まれます。

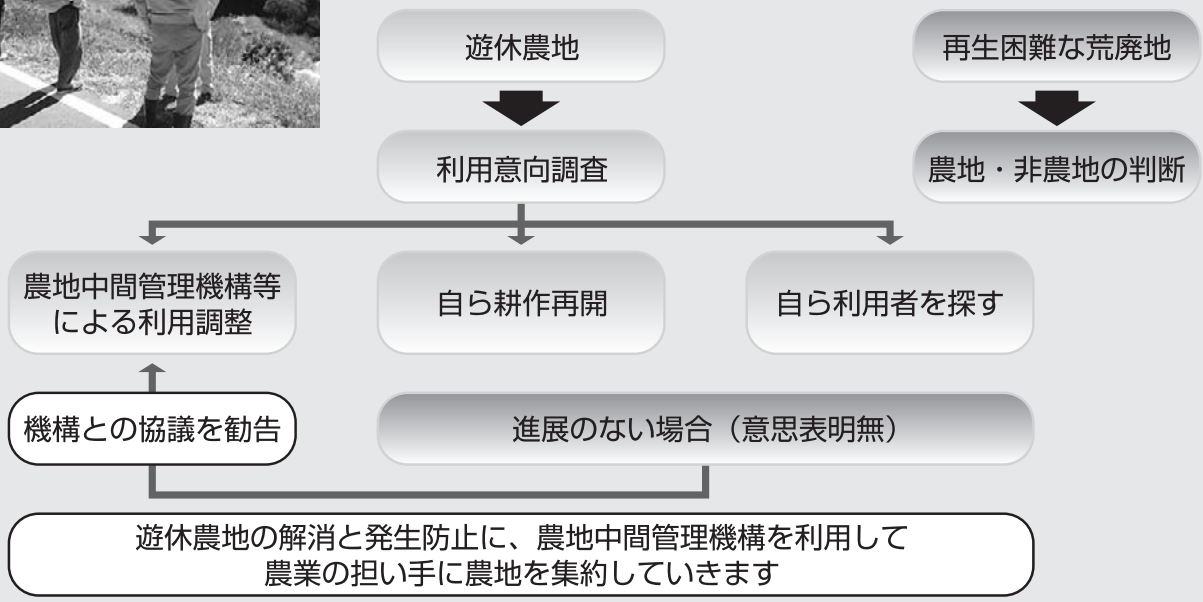

事前に、農業委員会へご相談ください

☆農地を農地以外に使用する場合は、事前にご相談ください。（転用許可が必要な場合があります）

①農業用施設を整備する　②資材置場にする　③道を開ける　④形状を変える

また、地盤を上げる、耕土の入れ替えをする場合も、事前に届け出が必要です。

☆農地の売買や貸借にも、農業委員会の許可が必要です。

・農家以外の方の農地の売買や貸借は、原則できません。
・農業委員会の許可を受けないでした売買（貸借）は効力が生じません。
・農地の売買等を検討される場合は、事前にご相談ください。

小麦の栽培を始めました

村内の６次産業の連携を目的に、小麦の栽培をしています。農業委員会では、大鹿産小麦のパンを作り、大鹿産の材料を使用した、「ワイン」や「チーズ」等とともに、来年の秋頃に試食会を予定しています。

栽 培 地：上蔵
栽培品種：ゆめかおり、ハナマンテン

ろくべん館だより Vol.42

『山中の道』

毎日自宅から仕事場へと通う道は、今年もすばらしい紅葉だった。舞うように降る落葉もまた、時間を忘れるほどに見惚れる。春の黄色い花々に始まり、芽吹き、新緑から盛夏の緑陰を過ぎて紅葉まで、この山中の道を通えることは幸いである。

村の中心から奥山へと通うこの道のところどころには石仏が置かれている。三十三所観音といわれる石仏は、文政年間に造られたものだという。今からおよそ二百年前、この道はどんな道だっただろう。人がひとり、あるいは馬を引いて歩ける程の道だったと想像する。今でもさびしい道には違いないが、その比ではなかったであろう。山賊はどうかわからないが、狐狸の出るくらいは容易に想像できる。

江戸時代までさかのぼるのは無理としても、今は亡き古老たちの話を思い出す。学校は分教場で三年間学ぶと、四年生から本校に通うことになる。晴れても降っても片道六キロほどの山道を、子供たちは朝夕歩いて通った。足に履くのはワラ草履。草履は一日履けば踵やつま先がちぎれた。だから毎晩、父親やおじいさんの夜なべ仕事としてワラ草履づくりは欠かせなかった。

現在では一日に何台も車が行き来する道だが、今のように車が通れるように拡幅されたのは六十年前のことである。道路が拡張工事された後、集落から村外に引っ越す家が相次いだそうで、「なあんだ、こりゃ。便利になって人が入って来るかと思えば、逆に引っ越し道路だな」と話したものだと古老が言っていた。今も昔も変わらず、ここにもストロー現象が起きていたわけだ。

時代は変わって、わが家の子供が中学生の時、昔の子供たちが通っていた山道からみれば、格段に歩きやすくなった道を通学していた折に、こんな経験をしたと話してくれた。この道では数は年々減っているものの、山の獣たちと遭遇することがある。ある日、遅刻しそうだった子供は自転車で朝の道を下った。途中、鹿の群が道を横断しているところに通りかかった。驚いた群は四方に散らばったが、その中の数頭は自転車の進むのと同じ方向に走った。期せずして子供の乗る自転車は、鹿とかなりのスピードで並走し、数十メートル走ったのち鹿は山中に消えた。鹿と共に風をきって走った経験は、今も至福のときとして記憶にしまわれているだろう。またある時は、道の真ん中に血だまりを見つけた。ギョッとして一瞬立ちすくみ、気がついてみるとそこかしこに獣の気配がする。すると突然、鹿の声が近くで聞こえた。それに続いて複数の鹿が鳴き声をあげた。血だまりは群の仲間のものだったのだろう。それを悼み哀しむ声をあげていたのだろうか。それとも、仲間に死をもたらした人間を恨んでの咆哮だったのか。鹿の声に周りを囲まれて、「怖かった」と子供は言った。

そんな道を往き来する人々を今も昔も見守ってきたのが、三十三体の観音様なのだ。ひとは自然の恵みに感謝するとともに、道中の安全を願ってきた。時に、道には危険がつきものなのだ。春先には特に落石が多い。大雨が降れば崖から水が流れ落ち、土砂や岩石を押し出す。大風が吹けば木の葉や枝を散らし、たまには倒木が道をふさぐ。大雪が降れば、急斜面では雪崩を起こし、雪の重みで樹木はしなう。

この道の一番の難所には「役行者（えんのぎょうじゃ）」の石像が祀られている。大きな岩がゴロゴロと落ちてくる崖で、昔から道をつくるのに苦心した場所だと聞いた。今は頑丈なフェンスがそれを防いでいる。以前は崖の上のくぼみに鎮座していた「役行者」だが、新たに法面の吹付工事がされた時から、道の反対側の小山の上に移された。これまで高いところにいた行者の像が、間近で見られるようになった。修験道の祖といわれ、まさに険阻な道を見守り続けたこの行者に、朝夕、通勤の車の中から挨拶をすることにしている。道中の無事を願う気持ちもあるが、それと同時に自分に注意を喚起する意味もこめてである。いつも変わらず、渋い顔で見送り出迎えてくれる。

数カ月前のことだった。この行者の像のすぐ近くで大きな車と出くわした。道幅いっぱいいっぱいの車体が向こうからやって来る。大きなクレーン車だった。山側の崖とガードレールに挟まれて、運転手も苦労していた。私も面食らったが、役行者もさぞかし目を丸くしたことだろう。この道をこんな無理が通ることになるとは・・・

文政年間に、この道を通る二つの集落の住民が寄進して、三十三の石の観音像を建てたという。それにはそれなりの理由があってのこと。ひょっとすれば、いくつかの悲劇を経験してのことかもしれない。落石で命を落とした人がいたという話も聞いたことがある。さて、今後のことだが、資材や機材を運ぶ大型車、工事用車両、工事関係者を乗せた車などがこの道を行き交うようになった時、この道の安全はどこまで守られるであろうか。美しい景色と危険が隣り合わせのこの道に、二百年の間たたずんできた観音様や行者様はどうみることか。この道の無事を願うばかりである。

全村一斉環境美化運動

10月25日に「日本で最も美しい村づくり」として全村一斉の環境美化運動を実施し、村内の道路わき等に捨てられていたごみを拾いました。

拾われたごみは、軽トラック３台分、375kgありました。

ご協力ありがとうございました。

大鹿村消防団・赤十字奉仕団秋季総合訓練

９月６日の日曜日に消防団と赤十字奉仕団の秋季総合訓練が交流センターと大西グラウンドで行われました。

消防団は、消防団活動に不可欠な規律訓練を中心に、真剣な態度で訓練がおこなわれ、赤十字奉仕団は三角巾を使用した救急法の講習会と、炊き出し訓練を行い約100人分の食事を手際よく作り上げました。

訓練終了後は、参加者全員が炊き出しの食事をしながら、訓練の反省や災害に備えて等の話がありました。

消防団、赤十字奉仕団は、こうした訓練を毎年繰り返し行っており、有事の際の活動に備えています。

しかし、消防団、赤十字奉仕団共　年々　団員数が減少してきています。まだ、入団されていない方がいましたら、ぜひ、入団をお願いします。

平成27年度　大鹿村総合型地域スポーツクラブ活動内容

大鹿村総合型地域スポーツクラブでは以下の内容で活動を行ってます。また、会員募集中です。是非ご参加ください！

	№	教室名	教室内容	対象者	場所	開催日
定期教室	1	ソフトテニス教室	中学生は、部活とは違うコーチによる指導で、更なるレベルアップを目指します。小学生は早い時期からソフトテニスに親しむことを目的に、楽しみながら学びます。	小学生 中学生	大鹿中学校	月２回 ※開催日程は随時お知らせ
	2	サッカー教室	小学生以上の男女を対象に活動をしています。毎年子ども達の試合を年に１～２回、大人の試合を年１回程度開催しています。子どもだけでの参加もできますが、お父さんお母さんもどうぞご参加下さい。サッカー経験なくてもＯＫ。	小学生以上	大西総合グランド	毎週水曜日
	3	ニュースポーツ	普段なかなか行うことの少ないニュースポーツ。みんなで気軽に楽しみましょう。囲碁ボールやスラックラインなど多数ご用意。行う競技は随時お知らせします。	誰でも	大鹿小学校	原則 第1･3月曜日
	4	健康教室	身体の柔軟性・バランスを向上させ、体の歪みを整えましょう。また、この教室をきっかけに健康維持を考えていきましょう。	誰でも	大鹿村交流センター	第３木曜日

※定期教室の参加にはクラブ会員になる必要があります。（年会費一人500円）

スポーツ振興くじ助成事業

【お問い合わせ先】　大鹿村総合型地域スポーツクラブ（大鹿村教育委員会内）　☎39－2100まで

大鹿『村の学校』協力隊発足！

点と線の繋がりから、横への繋がりが増え、厚みのある繋がりへ

平成27年８月26日（水）に「大鹿『村の学校』協力隊」が発足いたしました。子どもたちの健全な成長と、大鹿村を愛し誇りに思う子どもたちの育成のために、地域住民と保育所・学校がともに活動し互いに連携しながら、子どもの保育・教育環境がより充実するようにこの組織を発足いたしました。

今までは保育所、小学校、中学校、ご支援いただいた地域住民の方々では、それぞれ個々での繋がり、つまり、点と線での繋がりでしかありませんでしたが、この組織の立ち上がりによって、みんなで情報を共有し、みんなで子どもたちの教育を向上させるという意識を持ち、みんなで連携しながらより厚みのある繋がりを作りたいと考えています。

発足から日が浅く、整っていない面もありますが、皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

※発足日には、南信教育事務所飯田事務所の　北澤孝郎　指導主事を講師にお招きし、学校と地域との連携の必要性についてご講演いただきました。

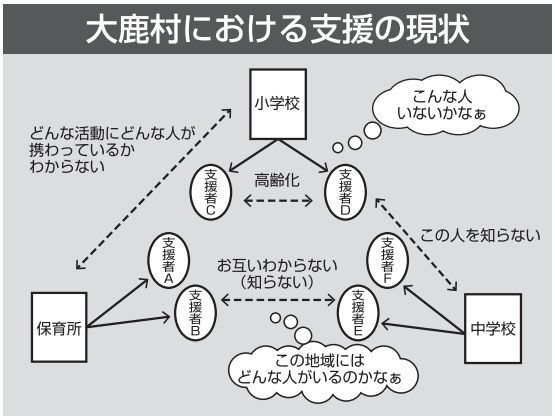

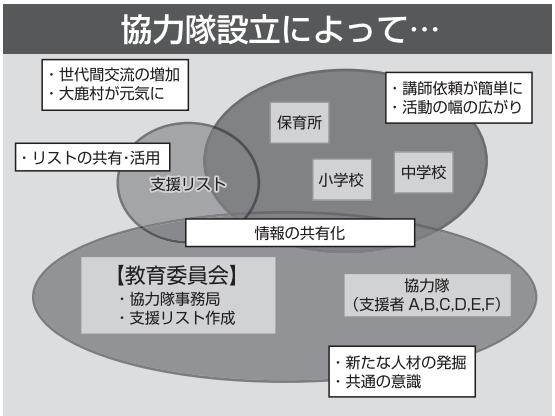

～保育・教育活動にご協力いただける方を募集しています～

大鹿『村の学校』協力隊の発足に伴い、保育・教育活動にご協力いただける方を募集しています。同じ村に住んでいても、「誰が何をできるのか」というのはなかなか把握できていないのが現状です。「こんな事なら協力できるに」「こんな事でも良ければ教えれるに」こんな声をお待ちしています。また、「あんなことはどうずら」「あの人はどうだら」こんな意見や提案でも構いません。これからの子どもたちのためにもご協力よろしくお願いします。

【お問い合わせ先】　大鹿『村の学校』協力隊事務局（大鹿村教育委員会内）　☎39－2001まで

新そばを打って食べよう！ そば打ちをマスターしよう！

そば打ち講座

～今年の年越しそばは自家製で～

日　時　平成27年12月６日（日）
午前10時から
場　所　大鹿村交流センター
内　容　そば打ち
講　師　するぎ農園　風間光太郎さん
持ち物　エプロン、手ぬぐい（頭をおおうもの）
※材料及び道具はこちらで用意します。
参加費　一人1,500円
お申し込み　平成27年12月１日（火）まで
連絡先　ろくべん館（☎39－2244）月・火 休館
公　民　館（☎39－2100）土・日・祝日 休館

【ろくべん館・公民館共催】

正月飾りをみんなで作ろう！

わら細工講座

～自分の手で良い新年を迎えよう～

日　時　平成27年12月20日（日）
午後１時から
場　所　大鹿村交流センター
内　容　正月飾りつくり
（おやすとしめ縄）
講　師　笹木　猛さん（大鹿村　沢戸）
その他　材料はこちらで用意します。
参加費　無　料
お申し込み　平成27年12月16日（水）まで
連絡先　ろくべん館（☎39－2244）月・火 休館
公　民　館（☎39－2100）土・日・祝日 休館

【ろくべん館・公民館共催】

自衛隊からのお知らせ　自衛官募集案内

自衛隊長野地方協力本部飯田出張所では、平成27年度冬季自衛官を募集しています。

高等工科学校は、自衛隊の基礎的な訓練やハイテク設備を扱う、若きエンジニアを養成する学校で、入学と同時に防衛省職員として特別国家公務員の身分が保証されます。

一般の高等学校では体験できないカリキュラムをこなし３年間で卒業となり、卒業後は自衛官として任用されます。詳細については次のとおりです。

		募集内容	資　　格	受付期間	試 験 日
平成27年度冬季自衛官	陸上自衛隊高等工科学校	推薦試験	中卒（見込み含む） 15歳以上17歳未満の男子	【受付締切日】 平成27年12月４日（金）	平成28年１月９日（土） ～１月11日（月）の内１日
		一般試験	中卒（見込み含む） 15歳以上17歳未満の男子	【受付締切日】 平成28年１月８日（金）	【一次試験】 平成28年１月23日（土） 【二次試験】 平成28年２月４日（木） ～２月７日（日）の内１日
	防衛大学校	一般試験 （後期）	高卒（見込み含む） 21歳未満の者	【受付期間】 平成28年１月20日（水） ～１月29日（金）	【一次試験】 平成28年２月20日（土） 【二次試験】 平成28年３月11日（金）

【お問い合わせ先】　自衛隊長野県地方協力本部飯田出張所　☎22－2613まで

長野地方法務局からのお知らせ

法務局ではお客様の待ち時間の解消を図り、より効率的な行政サービスを提供する為、長野県内の全登記所において､10月１日から登記相談の予約サービスを開始しています。

ご相談を希望されるお客様は、法務局の窓口又はお電話にて。ご希望の日時をお申し込みください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

必ずチェック最低賃金

長野県の最低賃金は

時間額　**746円**

平成27年10月1日から適用

上記のとおり改定されましたので支払われている賃金を確認してください。

【お問い合わせ先】
飯田労働基準監督署　☎0265－22－2635
長野労働局労働基準部賃金室☎026－223－0555

あんなこと こんなこと カメラリポート

大鹿クラフトまつり開催

10月24日(土)、25日(日)に大西公園において、『大鹿クラフトまつりvol.2～ものづくり　おとづくり～』が開催されました。

当日は天候にも恵まれ、村内外から２日間で述べ2,000人以上の来場者と、盛大に開催されました。

県外からも多くの出展者が集まり、総勢約60組の個性豊かなクラフト作家が集結し、ポニーの乗馬体験や音楽ライブ＆パフォーマンスも繰り広げられ会場を盛り上げていました。

今後も村民の皆様の協力を得ながら、大鹿村を代表するようなイベントになることを期待しています。

大鹿中学校歌舞伎公演会

９月27日(日)に大鹿中学校体育館で中学生の歌舞伎公演会が行われました。当日は村外からも多くの方が参加され、活気あふれる公演会となりました。

今年で、中学校の歌舞伎伝承事業が40周年を迎えることもあり、中学生たちはいつも以上に気合の入った舞台を作り上げていました。

村の行事予定

11月

15日　上蔵収穫祭（雑穀）まつり
19日　プラスチック容器包装の収集日
21日　くみ取り
24日　チラシ・雑誌の収集日
　　埋立ごみの収集日（日は未定）

12月

１日　紙製容器包装の収集日
３日　その他プラスチックの収集日
５日　くみ取り
６日　そば打ち体験講座
８日　空缶と鉄類の収集日
10日　プラスチック容器包装の収集日
15日　新聞紙の収集日
19日　くみ取り
20日　ワラ細工講座
24日　プラスチック容器包装の収集日

１月

１日　元旦ウォーキング
６日　平成28年大鹿村消防団出所式
７日　くみ取り（変更になる場合あり）
７日　プラスチック容器包装の収集日
16日　くみ取り
19日　びん類・ペットボトルの収集日
21日　プラスチック容器包装の収集日
26日　ダンボール・牛乳パック等の収集日
30日　くみ取り
　　埋立ごみの収集日（日は未定）